

1 概要

消費税の仕入税額控除は、原則としてその課税仕入れ等の金銭の源泉は問わないこととされています。しかし、宗教法人・学校法人・公益法人・公共法人等（以下「宗教法人等」といいます。）については、特定収入（対価性のない収入）が普通法人に比べて多いことから、特定収入を源泉とする課税仕入れ等については、仕入税額控除を制限する、という特例規定が設けられています。

例えば、ある宗教法人に寄付金収入1億円（不課税取引に該当）があったとします。この1億円のうち8400万円により建物を取得（課税仕入れ等に該当）した場合の仕入税額控除について考えてみましょう。

原則的な仕入税額控除においては、課税仕入れ等の金銭の源泉は問いませんから、寄付金として取得した金銭による課税仕入れ等であっても、その税額控除は認められることとなります。

この宗教法人が、その課税期間において課税売上げが全くなく、また課税仕入れ等も上記の建物の取得のみであったとした場合、その課税期間の消費税の計算は、「預かった消費税額（ゼロ） - 支払った消費税額（8400万円×4/105 = 320万円） = 320万円」となり、国がこの宗教法人に対し320万円の還付をすることになってしまいます。

これは、消費者が負担すべき消費税を国が負担することを意味しますので、寄付金や補助金等のような対価性のない収入（特定収入といいます）の多い宗教法人等については、「課税仕入れ等の金銭の源泉までを考慮し、特定収入による課税仕入れ等については税額控除を制限する」という特例規定が適用されます。

上記の例であれば、320万円の税額控除が認められないこととなるのです。

2 適用対象となる事業者の範囲

この特例規定が適用される事業者の範囲は次の通りです。

- (1) 国、地方公共団体の特別会計
- (2) 公益法人
- (3) 公共法人
- (4) 人格のない社団等
- (5) 宗教法人
- (6) 学校法人
- (7) その他消費税法別表第三に掲げる法人

3 特定収入の定義

特定収入とは、資産の譲渡等の対価に該当しない収入（対価性のない収入）で、次のようなものをいいます。

- (1) 補助金
 - (2) 交付金
 - (3) 寄付金
 - (4) 配当金
 - (5) 保険金
 - (6) 損害賠償金
 - (7) 会費・組合費
 - (8) 喜捨金等
-